

(趣旨)

第1条 この規則は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)塲古河市都市公園条例(平成17年条例第126号。以下「条例」という。)塲の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(申請書の様式等)

第2条 法第5条第1項、法第6条第2項及び第3項並びに条例第8条第2項及び第3項に規定する申請書の種類及び様式は、次の表に掲げるとおりとする。

規定条文	申請書の種類	様式
法第5条第1項	公園施設設置許可申請書	様式第1号
	公園施設管理許可申請書	様式第2号
	公園施設設置(管理)変更許可申請書	様式第3号
法第6条第2項	公園占用許可申請書	様式第4号
法第6条第3項	公園占用変更許可申請書	様式第5号
条例第8条第2項	行為許可申請書	様式第6号
条例第8条第3項	行為許可変更申請書	様式第7号

2 市長は、前項に規定する申請書の提出を受け、これを許可するときは、許可を受ける者に対し許可書(法に基づく許可にあつては様式第8号、条例に基づく許可にあつては様式第9号)を交付する。
(添付書類)

第3条 前条第1項に規定する申請書には、次に掲げる書類のうち必要な書類を添付しなければならない。

(1) 申請者の住所を証する書面

(2) 公園施設の管理に関する事業計画を記載した書面

(3) 申請に係る都市公園の利用が行政機関の免許、許可、認可等を必要とするときは、これらの処分にあつたことを証する書面

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
(行為申請の記載事項)

第4条 条例第8条第2項に規定する規則で定める事項は、次の表の左欄に掲げる行為の区分によりそれぞれの右欄に掲げる事項とする。

1 物品の販売その他これに類する行為をする場合	販売品目、販売価格及び販売時間
2 募金をする場合	募金に従事する人員
3 業として写真を撮影する場合	営業時間、料金及び撮影機の台数
4 業として映画の撮影を行う場合	営業時間、撮影のための人員、撮影のために使用する物品及び機械並びに現場責任者の住所及び氏名
5 興行を行う場合	興行時間、開催回数、収容予定人員、料金及び興行のために使用する物品並びに現場責任者の住所及び氏名
6 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをする場合	料金又は会費、参集予定人員、競技会等のために使用する物品及び機械並びに現場責任者の住所及び氏名

(工作物を保管した場合の公示の方法等)

第5条 条例第21条第1項第1号の規定による規則で定める場所は、古河市公示式条例(平成17年条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場とする。

2 条例第21条第2項の規定による様式は、保管工作物等一覧簿(様式第10号)とし、規則で定める場所は、都市公園管理事務の主管課とする。
(保管した工作物を売却する場合の手続)

第6条 条例第23条に規定する規則で定める方法は、競争入札とする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でない塲認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

2 市長は、前項本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに、次に掲げる事項を公示しなければならない。

(1) 工作物等の名称又は種類、形状及び数量

(2) 競争入札の執行の日時及び場所

(3) 契約条項の概要

(4) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、第1項本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、3人以上の入札者を指名し、かつ、それらの者に前項各号に定める事項をあらかじめ通知しなければならない。

4 市長は、第1項ただし書の規定による随意契約しようとするときは、原則2人以上のものから見積書を徴するものとする。
(工作物等の返還に係る受領書の様式)

第7条 条例第24条の規則で定める様式は、受領書(様式第11号)とする。
(使用料の減免手続)

第8条 条例第27条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第12号)により市長に申請しなければならない。
(使用料の減免の基準)

第9条 条例第27条第1号に規定する規則で定める事由は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、当該各号に定める額を減額し、又は免除するものとする。

(1) 本市が利用するとき 全額

(2) 市内に居住する身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定に基づく身体障がい者(以下この号及び第19条第2号において「身体障がい者」という。)塲その付添人、市内に居住する知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)の規定に基づく知的障がい者(以下この号及び同条第2号において「知的障がい者」という。)塲及びその付添人又は市内に居住する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の規定に基づく精神障がい者(以下この号及び同条第2号において「精神障がい者」という。)塲及びその付添人が利用するとき。この場合において、付添人の数は、身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者1人につき1人までとする。 全額

(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する市内の幼稚園(次号及び第19条第5号において「幼稚園」という。)、小学校、中学校及び中等教育学校(前期課程に限る。)塲が利用するとき 2分の1

(4) 市内の保育所(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所をいう。以下この号及び第19条第5号において同じ。)、幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。第19条第5号において同じ。)、幼稚園型認定こども園(幼稚園であつて、同法第3条第2項第1号の施設として認定を受けているものをいう。第19条第5号において同じ。)、保育所型認定こども園(保育所であつて、同項第2号の施設として認定を受けているものをいう。)塲又は地域型保育事業を行う施設若しくは事業所(児童福祉法第6条の3第9項から第12項までの事業を行う施設であつて、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第29条第1項の規定による市長の確認を受けたものをいう。第19条第5号において同じ。)塲が教育及び保育の活動で利用するとき 2分の1

(5) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する市内の社会教育関係団体(第19条第6号において「社会教育関係団体」という。)塲が利用するとき 2分の1

(6) 官公署又は市内に住所を有する公共的団体が利用するとき 2分の1

(7) その他市長が特に必要と認めるとき 必要と認める割合
(使用料の返還手続)

第10条 条例第28条の規定により使用料の返還を受けようとする者は、使用料返還申請書(様式第13号)に第2条第2項に規定する許可書を添えて市長に対して申請しなければならない。

2 使用料の返付の事由及び還付割合は、次のとおりとする。

(1) 許可を受けた者の責めに帰することができない理由によって利用することができなくなったとき 全額

(2) 許可を受けた者が利用開始日の3日前までに利用取消しの申出又は変更の申請をしたとき 全額

(3) その他市長が相当の理由があると認めるとき 市長が相当と認める割合
(利用取消しの申出)

第11条 条例第28条第2項第2号に規定する取消しの申出は、利用取消申出書(様式第14号)に第2条第2項に規定する許可書を添えて行わなければならない。
(行為の許可に係るキャンセル料の徴収)

第12条 行為の許可を受けた者が利用開始日の3日前までに取消しの申出又は変更の申請をしなかったときは、条例第28条の2の規定により、キャンセル料として使用料の全額に相当する額を徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、許可を受けた者の責めに帰することができない理由によって利用することができないときは、キャンセル料は徴収しない。
(届出の様式)

第13条 条例第18条の規定による届出は、次の各号に掲げる行為の区分により、当該各号に掲げる届書によつてしなければならない。

(1) 条例第18条第1号、第3号、第4号、第5号及び第7号に掲げる行為 完了届(様式第15号)

(2) 条例第18条第2号に掲げる行為 設置(管理・占用)廃止届(様式第16号)

(3) 条例第18条第6号に掲げる行為 土地(物件)利権変更届(様式第17号)

(都市公園の開園日及び開園時間)

第14条 都市公園の開園日及び開園時間は、条例第30条第2項に定めるもののほか、次の表に定めるとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

都市公園名	開園日	開園時間
渡良瀬総合運動公園	年間を通して毎日	24時間(市長が別に定める区域を除く。)
丘里公園		
北利根北公園		
北利根南公園		
上大野グラウンド		
古河公園	年間を通して毎日	24時間
古河東公園		
三杉中央公園		
古河三杉公園		
三和公園		
利根団地第一公園		
樺公園		
桃公園		
駅南第一公園		
大山児童公園		
鹿養台公園		

春日町公園		
内手下公園		
駒羽根東公園		
駒羽根中央公園		
駒羽根西公園		
やくし公園		
辺見第4公園		
辺見西公園		
みどりの公園		
辺見第5公園		
辺見第1公園		
辺見第2公園		
さくら公園		
せせらぎ公園		
ふれあい大空公園		
多目的市民広場		
松月院公園		
のびのび広場公園		
香取公園		
どんぐり公園		
ひょうたん公園		
下山町公園		
松並ちびっこ広場公園		

(有料公園施設に係る申請書の様式等)

第15条 [条例第15条第1項](#)に規定する有料公園施設(丘里公園野球場兼ソフトボール場、北利根北公園野球場、北利根北公園テニスコート、北利根南公園ソフトボール場及び上大野グラウンドに限る。以下「有料公園施設」という。)に係る[条例第8条第2項](#)及び[第3項](#)に規定する申請書の種類及び[様式](#)は、[次の表](#)に掲げたとおりとする。

規定条文	申請書の種類	様式
条例第8条第2項	有料公園施設行為許可申請書	様式第18号
条例第8条第3項	有料公園施設行為許可変更申請書	様式第19号

- 2 [前項](#)に規定する申請書に添付する書類及び記載事項は、[第3条](#)及び[第4条](#)の規定を準用する。
- 3 指定管理者は、[第1項](#)に規定する申請書の提出を受け、これを許可するときは、許可を受ける者に対し有料公園施設行為許可書([様式第20号](#))を交付する。
- (有料公園施設の利用手続)

- 第16条 有料公園施設を利用しようとする者は、有料公園施設利用許可申請書により指定管理者に申請しなければならない。
- 2 指定管理者は、[前項](#)に規定する申請があった場合において、これを許可するときは、許可を受ける者に対し有料公園施設利用許可書を交付する。
- 3 [前2項](#)に規定する利用申請書及び利用許可書の様式は、次のとおりとする。

有料公園施設	利用許可申請書の様式	利用許可書の様式
丘里公園野球場兼ソフトボール場 北利根北公園野球場 北利根北公園テニスコート 北利根南公園ソフトボール場	様式第21号	様式第23号
上大野グラウンド	様式第22号	様式第24号

- (遵守事項)
- 第17条 [前条第2項](#)の許可を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 施設を行為の目的以外に利用しないこと。
- (2) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。
- (利用料金の減免手続)
- 第18条 [条例第33条第5項](#)の規定により、有料公園施設を利用する場合において利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、利用料金減免申請書([様式第25号](#))により指定管理者に申請しなければならない。
- (利用料金の減免の基準)
- 第19条 [条例第33条第5項](#)に規定する規則で定める基準は、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合とし、[当該各号](#)に定める額を減額し、又は免除するものとする。
- (1) 本市が利用をするとき 全額
- (2) 身体障がい者及びその付添人、知的障がい者及びその付添人又は精神障がい者及びその付添人が利用するとき。この場合において、付添人は介助が必要なときに限るものとし、その数は、身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者1人につき1人までとする。 全額
- (3) 市内に居住する70歳以上の者が運転免許証、旅券その他官公署の発行した氏名、住所及び生年月日が記載されている証明書等で有効期限内のものを提示してトレーニング室を利用するとき 全額
- (4) 茨城県中学校体育連盟又は茨城県高等学校体育連盟がその主催する各種大会で利用するとき 2分の1
- (5) 市内の保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園又は地域型保育事業を行う施設若しくは事業所が教育及び保育の活動で利用するとき 2分の1
- (6) 社会教育関係団体が利用するとき 2分の1
- (7) 官公署又は市内に住所を有する公共的団体が利用するとき 2分の1
- (8) その他指定管理者が特に必要と認めるとき 必要と認める割合
- (利用料金の返還手続)
- 第20条 [条例第33条の2第2項](#)の規定により利用料金の返還を受けようとする者は、利用料金返還申請書([様式第26号](#))に[第16条第2項](#)に規定する許可書を添えて指定管理者に対して申請しなければならない。
- 2 利用料金の返付の事由及び返付割合は、次のとおりとする。
- (1) 許可を受けた者の責めに帰することができない理由によって利用することができなくなったとき 全額
- (2) 許可を受けた者が利用開始日の3日前までにその取消し又は変更を申し出たとき 全額
- (3) その他指定管理者が相当の理由があると認めるとき 指定管理者が相当と認める割合
- (利用取消しの申出)
- 第21条 [条例第33条の2第2項第2号](#)に規定する有料公園施設を利用する場合に係る利用取消しの申出は、指定管理者に対して利用取消申出書([様式第27号](#))に[第16条第2項](#)に規定する許可書を添えて行わなければならない。
- (有料公園施設の利用の許可に係るキャンセル料の徴収)
- 第22条 有料公園施設の利用の許可を受けた者が利用開始日の3日前までにその取消し又は変更を申し出なかったときは、[条例第33条の3](#)の規定により、キャンセル料として利用料金の全額に相当する額を徴収するものとする。
- 2 [前項](#)の規定にかかわらず、許可を受けた者の責めに帰することができない理由によって利用することができないときは、キャンセル料は徴収しない。
- (市長による管理)
- 第23条 [条例第35条第1項](#)の規定により市長が有料公園施設の管理を行い、及び使用料を収受する場合においては、[第15条第3項](#)並びに[第16条第1項](#)及び[第2項](#)中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第18条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、[同条](#)中「利用料金の」とあるのは「使用料の」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第19条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、[同条](#)中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第20条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、[同条](#)中「利用料金の」とあるのは「使用料の」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、[第21条](#)中「指定管理者」とあるのは「市長」と、[前条第1項](#)中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。
- (補則)
- 第24条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この規則は、平成17年9月12日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の古河市都市公園管理規則(平成10年古河市規則第30号)又は総和町都市公園条例施行規則(昭和43年総和町規則第17号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 附 則(平成19年規則第22号)
- (施行期日)
- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の古河市都市公園管理規則(以下「改正前規則」という。)の規定に基づいてされた処分又は手続は、この規則による改正後の古河市都市公園管理規則(以下「改正後規則」という。)の相当規定に基づいてされたものとみなす。
- 3 改正後規則の規定にかかわらず、改正前規則の規定による様式については、所要の補正をした上、なお使用することができる。
- 附 則(平成23年規則第44号)抄
- (施行期日)
- 1 この規則は、平成23年9月1日から施行する。
- (古河市都市公園管理規則の一部改正に伴う経過措置)
- 4 この規則の施行の際、前項の規定による改正前の古河市都市公園管理規則に規定する各様式の用紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。
- 附 則(平成25年規則第18号)
- この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 附 則(平成27年規則第43号)
- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則(令和3年規則第22号)

- (施行期日)
- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定、第3条中古河スポーツ交流センター管理運営規則様式第1号及び様式第3号の改正規定、第4条中古河リバーサイド倶楽部施設管理規則様式第1号及び様式第3号の改正規定、第5条の規定並びに第7条中古河総合公園管理運営規則様式第1号、様式第2号、様式第4号及び様式第6号から様式第8号までの改正規定は、令和3年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際、第1条、第3条から第5条まで及び第7条の規定による改正前の各規則に規定する様式の用紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。
- 3 この規則の施行の際、第2条の規定による改正前の古河市都市公園管理規則及び第6条の規定による改正前の古河市中心運動公園管理規則に規定する様式の用紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。
- 附 則(令和4年規則第21号)
- この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 附 則(令和5年規則第14号)
- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 附 則(令和5年規則第41号)

- (施行期日)
- 1 この規則は、令和5年11月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第3条の規定、第6条中古河スポーツ交流センター管理運営規則様式第2号の改正規定、第8条中リバーフィールド古河施設管理規則様式第1号及び様式第2号の改正規定、第10条中古河リバーサイド倶楽部施設管理規則様式第2号の改正規定並びに第13条中古河市中心運動公園管理規則様式第5号、様式第6号及び様式第9号の改正規定 令和5年10月1日
- (2) 略
- (3) 第2条、第5条、第7条、第12条及び第14条の規定 令和6年4月1日
- (経過措置)
- 2 前項第1号に掲げる規定の施行の際、第3条、第6条、第8号、第10条及び第13条の規定による改正前の各規則に規定する様式の用紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。

様式第1号(第2条関係)

様式第1号(第2条関係)

公園施設設置許可申請書

年 月 日

古河市長 宛て

申請者 住 所
氏 名
電 話
(法人にあつては、その名称
及び代表者の氏名)

都 市 公 園 名			
設 置 の 目 的			
設 置 場 所	別紙図面のとおり		
公 園 施 設 の 種 類		面 積	㎡
		数 量	
設 置 の 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	
公 園 施 設 の 構 造			
公園施設の管理の方法			
工 事 実 施 の 方 法	☐ 直営 ☐ 請負施工		
工事の着手及び完了の時	着手年月日	年 月 日	
	完了年月日	年 月 日	
復 旧 の 方 法			
そ の 他 必 要 な 事 項			
添 付 書 類	1 設計書、仕様書及び図面 2 事業計画書 3 利用及び管理に関する計画書 4 その他必要な書類		

様式第2号(第2条関係)

様式第2号(第2条関係)

公園施設管理許可申請書	
年 月 日	
古河市長 宛て	
申請者 住 所 氏 名 電 話 〔法人にあつては、その名称 及び代表者の氏名〕	
都 市 公 園 名	
管 理 の 目 的	
設 置 場 所	別紙図面のとおり
管理する公園施設の 名 称	面 積 ㎡
	数 量
管 理 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
管 理 の 方 法	
そ の 他 必 要 な 事 項	
添 付 書 類	1 事業計画書 2 利用及び管理に関する計画書 3 その他必要な書類

[様式第3号\(第2条関係\)](#)

様式第3号(第2条関係)

公園施設設置(管理)変更許可申請書	
年 月 日	
古河市長 宛て	
申請者 住 所 氏 名 電 話 〔法人にあつては、その名称 及び代表者の氏名〕	
都 市 公 園 名	
設 置 (管 理) の 目 的	
公 園 施 設 の 種 類 及 び 名 称	
既に受けた許可年月日 及 び 番 号	年 月 日付け 第 号
変 更 事 項	
変 更 理 由	
そ の 他 必 要 な 事 項	
添 付 書 類	(変更事項に係る書類)

[様式第4号\(第2条関係\)](#)

様式第4号(第2条関係)

公 園 占 用 許 可 申 請 書	
年 月 日	
古河市長 宛て	
申請者 住 所 氏 名 電 話 〔法人にあつては、その名称 及び代表者の氏名〕	
都 市 公 園 名	
占 用 の 目 的	
占 用 物 件 等 の 種 類	
占 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
占 用 の 場 所	別紙図面のとおり 占用面積(延長)
占用物件等の管理方法	
工 事 実 施 の 方 法	☐ 直営 ☐ 請負施工
工事の着手及び完了の時	着手年月日 年 月 日 完了年月日 年 月 日
占 用 物 件 等 の 構 造	
都市公園の復旧の方法	
そ の 他 必 要 な 事 項	
添 付 書 類	1 設計書 2 仕様書 3 図面 4 その他必要な書類

[様式第5号\(第2条関係\)](#)

様式第5号(第2条関係)

公 園 占 用 変 更 許 可 申 請 書	
年 月 日	
古河市長 宛て	
申請者 住 所 氏 名 電 話 〔法人にあつては、その名称 及び代表者の氏名〕	
都 市 公 園 名	
占 用 物 件 等 の 種 類	
既に受けた許可年月日 及 び 番 号	年 月 日付け 第 号
変 更 事 項	
変 更 理 由	
添 付 書 類	(変更事項に係る書類)

[様式第6号\(第2条関係\)](#)

様式第6号(第2条関係)

行 為 許 可 申 請 書	
年 月 日	
古河市長 宛て	
申請者 住 所 氏 名 電 話 〔法人にあつては、その名称 及び代表者の氏名〕	
都 市 公 園 名	
行 為 の 目 的	
行 為 の 種 類	
行為の期間及び時間	年 月 日午前・午後 時 分から 年 月 日午前・午後 時 分まで
行 為 の 内 容	
行為を行う公園施設	
行為のための占用面積	㎡
第4条に規定する事項	
*□ 食 品 衛 生 行 商 □ 道 路 利 用 許 可 □ 運 転 免 許 □ () □ () □ ()	* 腕章 No. 青 赤 黄 白 桃 水色 緑
* 腕章交付者	
* 腕章受領者	

[様式第7号\(第2条関係\)](#)

様式第7号(第2条関係)

行 為 許 可 変 更 申 請 書	
年 月 日	
古河市長 宛て	
申請者 住 所 氏 名 電 話 〔法人にあつては、その名称 及び代表者の氏名〕	
都 市 公 園 名	
行 為 の 目 的	
行 為 の 種 類	
行為の期間及び時間	年 月 日午前・午後 時 分から 年 月 日午前・午後 時 分まで
行為を行う公園施設	
既に受けた許可年月日 及 び 番 号	年 月 日付け 第 号
変 更 事 項	
変 更 理 由	

[様式第8号\(第2条関係\)](#)

様式第8号(第2条関係)

許 可 書	
第 年 月 日 号	
住 所 氏 名 様	
年 月 日付けで申請のあった については、都市公園 法第 条第 項の規定により次のとおり許可する。	
古河市長 登録番号 印	
許可する都市公園名	
許 可 の 場 所	
許 可 の 種 類	
許 可 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
都市公園の復旧方法	
使 用 料 の 額	円 (消費税 %対象 円 内税 円)
許 可 の 条 件	

[様式第9号\(第2条関係\)](#)

様式第9号(第2条関係)

許 可 書	
第 年 月 日 号	
住 所 氏 名 様	
年 月 日付けで申請のあった都市公園内における について は、古河市都市公園条例第8条第4項の規定により次のとおり許可する。	
古河市長 登録番号 印	
許可する都市公園名	
許可する行為の種類	
許可の期間及び時間	年 月 日午前・午後 時 分から 年 月 日午前・午後 時 分まで
許可する行為の内容	
許可する公園施設	
許 可 す る 面 積	㎡
使 用 料 の 額	円 (消費税 %対象 円 内税 円)
許 可 の 条 件	

[様式第10号\(第5条関係\)](#)

様式第10号(第5条関係)

保管工作物等一覧簿								
整理番号	保管した工作物等			保管した工作物等が設置されていた場所	除去した年月日	保管を始めた年月日	保管の場所	備考
	名称又は種類	形状	数量					

様式第11号(第7条関係)

様式第11号(第7条関係)

受領書	
年 月 日	
古河市長 宛て	
返還を受けた者 住 所 氏 名	
次のとおり保管工作物等の返還を受けました。	
返還を受けた日時	
返還を受けた場所	
返還を受けた保管工作物等	整理番号
	名称又は種類
	形状
	数量
備考	

様式第12号(第8条関係)

様式第12号(第8条関係)

使 用 料 減 免 申 請 書	
年 月 日	
古河市長 宛て	
申請者 住 所 氏 名 電 話 〔法人にあつては、その名称 及び代表者の氏名〕	
都 市 公 園 名	
許可を受けようとする 施設若しくは物件の 種 類 又 は 名 称	
使 用 料 の 額	円
減 免 申 請 の 額	円
申 請 の 理 由	
減免の対象となる人員	人

[様式第13号\(第10条関係\)](#)

様式第 1 3 号（第10条関係）

使 用 料 返 還 申 請 書	
年 月 日	
古河市長 宛て	
申請者 住 所 氏 名 電 話 〔法人にあつては、その名 称及び代表者の氏名〕	
都 市 公 園 名	
許可を受けようとする 施設若しくは物件の 種 類 又 は 名 称	
既に受けた許可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日付け 第 号
納 入 済 使 用 料 の 額	円
返 還 申 請 の 額	円
申 請 の 理 由	

（注） 許可書を添付すること。

[様式第14号\(第11条関係\)](#)

様式第 1 4 号（第11条関係）

利 用 取 消 申 出 書	
年 月 日	
古河市長	宛て
申請者	住 所 氏 名 電 話 〔 法人にあつては、その名 称及び代表者の氏名 〕
年 月 日付け第 号で許可を受けた の利用については、次の理由によりその取消しを申し出ます。	
取消理由	

(注) 許可書を添付すること。

[様式第15号\(第13条関係\)](#)

様式第15号(第13条関係)

完 了 届	
年 月 日	
古河市長	宛て
届出者	住 所 氏 名 電 話 〔 法人にあつては、その名称 及び代表者の氏名 〕
都 市 公 園 名	
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日付け 第 号
公 園 施 設 の 種 類	
工 事 の 内 容	
着 手 年 月 日	年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日

[様式第16号\(第13条関係\)](#)

様式第16号(第13条関係)

設置(管理・占用)廃止届	
年 月 日	
古河市長 宛て	
届出者 住 所 氏 名 電 話 (法人にあつては、その名称 及び代表者の氏名)	
都 市 公 園 名	
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日付け 第 号
公 園 施 設 の 種 類	
撤 去 工 事 の 内 容	
着 手 年 月 日	年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日

[様式第17号\(第13条関係\)](#)

様式第17号(第13条関係)

土地(物件)利権変更届	
年 月 日	
古河市長 宛て	
届出者 住 所 氏 名 電 話 (法人にあつては、その名称 及び代表者の氏名)	
都 市 公 園 名	
所 在 地 及 び 面 積	
土 地 (物 件) の 種 類 及 び 数 量	
所有権若しくは抵当権の 移転を受けた者又は 抵当権者の住所及び氏名	住所 氏名
所有権又は抵当権の 移 転 年 月 日	年 月 日
抵 当 権 設 定 年 月 日	年 月 日

[様式第18号\(第15条関係\)](#)

様式第 1 8 号（第15条関係）

有料公園施設行為許可申請書	
年 月 日	
指定管理者	宛て
	申請者 住 所 氏 名 電 話 〔法人にあつては、その名称〕 及び代表者の氏名
有 料 公 園 施 設	
行 為 の 目 的	
行 為 の 種 類	
行為の期間及び時間	年 月 日午前・午後 時 分から 年 月 日午前・午後 時 分まで
行 為 の 内 容	
行為を行う公園施設	
行為のための占用面積	m ²
第 4 条 に 規 定 す る 事 項	
* □ 食品衛生行商 □ 道路利用許可 □ 運転免許 □ () □ () □ ()	* 腕章 No. 青 赤 黄 白 桃 水色 緑
	* 腕章交付者 * 腕章受領者

様式第19号(第15条関係)

様式第 1 9 号（第15条関係）

有料公園施設行為許可変更申請書	
年 月 日	
指定管理者	宛て
	申請者 住 所 氏 名 電 話 〔法人にあつては、その名称〕 及び代表者の氏名
有 料 公 園 施 設	
行 為 の 目 的	
行 為 の 種 類	
行為の期間及び時間	年 月 日午前・午後 時 分から 年 月 日午前・午後 時 分まで
行為を行う公園施設	
既に受けた許可年月日 及 び 番 号	年 月 日付け 第 号
変 更 事 項	
変 更 理 由	

様式第20号(第15条関係)

様式第 2 0 号（第15条関係）

有料公園施設行為許可書

第 年 月 日

住所氏名様

年 月 日付けで申請のあった有料公園施設内における
については、次のとおり許可する。

指定管理者登録番号

印

許可する有料公園施設名	
許可する行為の種類	
許可の期間及び時間	年 月 日午前・午後 時 分から 年 月 日午前・午後 時 分まで
許可する行為の内容	
許可する公園施設	
許可する面積	m ²
利用料金の額	円 (消費税 %対象 円 内税 円)
許可の条件	

様式第21号(第16条関係)

様式第 2 1 号（第16条関係）

有料公園施設利用許可申請書

年 月 日

指定管理者宛て

申請者住所氏名電話番号

既存〔法人にあつては、その名称〕及び代表者の氏名

1施設の種類	丘里公園	北利根北公園	北利根南公園
	ア 野球場兼ソフトボール場 A 野球利用 B ソフトボール利用 イ 夜間照明利用 () 時間	ア 野球場 イ テニスコート () コート ウ 夜間照明利用 () 時間	ア ソフトボール場 イ 夜間照明利用 () 時間
2利用責任者住所氏名及び人員	住所氏名 利用人員 () 人 (内学生 人)		
3利用年月日及び利用時間	年 月 日 () 時から 時まで		
	年 月 日 () 時から 時まで		
	年 月 日 () 時から 時まで		
	年 月 日 () 時から 時まで		
	年 月 日 () 時から 時まで		
4備品の利用	有・無	有のみ記入	
5その他必要な事項			
6利用料金	施設利用料金 × = 円		
	照明料 × = 円		
	合 計 円 (免除 減免 学生 その他)		

様式第22号(第16条関係)

様式第 2 2 号（第16条関係）

年 月 日

有料公園施設（上大野グラウンド）利用許可申請書

指定管理者 宛て

申請者 住 所
氏 名
電 話
〔法人にあつては、その名称
及び代表者の氏名〕

1 施設の種類	A ソフトボール B 少年野球 C その他()										
2 利用責任者 住所氏名及び 人 員	住所										
	氏名 利用人員 (人) (内学生 人)										
3 利用施設及 び利用日時	S1	S2	B1	B2	グラウンド		月	日	時から	時まで	時間
	S1	S2	B1	B2	グラウンド		月	日	時から	時まで	時間
	S1	S2	B1	B2	グラウンド		月	日	時から	時まで	時間
	S1	S2	B1	B2	グラウンド		月	日	時から	時まで	時間
	S1	S2	B1	B2	グラウンド		月	日	時から	時まで	時間
4 備品の利用	有・無		有のみ記入								
5 その他必要 な 事 項											
6 利 用 料 金	施設利用料金										
	円×		面×		日＝		円				
	円×		面×		日＝		円				
	合 計							円			
減免・免除により							円				

様式第23号(第16条関係)

様式第 2 3 号（第16条関係）

年 月 日

指定管理者
登録番号

有料公園施設利用許可書

様

1 施設の種類	丘里公園	北利根北公園	北利根南公園
	ア 野球場兼ソフト ボール場 A 野球利用 B ソフトボ－ ル利用 イ 夜間照明利用 () 時間	ア 野球場 イ テニスコ－ ト () コ－ト ウ 夜間照明利用 () 時間	ア ソフトボ－ ル 場 イ 夜間照明利用 () 時間
2 利用責任者 住所氏名及び 人 員	住所		
	氏名 利用人員 (人) (内学生 人)		
3 利用年月日 及び利用時間	年 月 日 () 時から 時まで		
	年 月 日 () 時から 時まで		
	年 月 日 () 時から 時まで		
	年 月 日 () 時から 時まで		
	年 月 日 () 時から 時まで		
4 備品の利用	有・無 有のみ記入		
5 許 可 条 件	1 古河市都市公園条例及び規則を遵守すること。 2 係員の指示に従い利用すること。		
6 利 用 料 金	施設利用料金 × = 円		日付領収印欄
	照 明 料 × = 円		
	合 計 円		
	消費税 %対象 内税 円 (免除 減免 学生 その他)		

様式第24号(第16条関係)

様式第 2 4 号（第16条関係）

年 月 日

指定管理者 〇
登録番号

有料公園施設（上大野グラウンド）利用許可書

様

1	施設の種類	A ソフトボール B 少年野球 C その他()										
2	利用責任者住所氏名及び人員	住所 氏名 利用人員(人) (内学生人)										
3	利用施設及び利用日時	S1	S2	B1	B2	グラウンド	月	日	時から	時まで	時間	
		S1	S2	B1	B2	グラウンド	月	日	時から	時まで	時間	
		S1	S2	B1	B2	グラウンド	月	日	時から	時まで	時間	
		S1	S2	B1	B2	グラウンド	月	日	時から	時まで	時間	
		S1	S2	B1	B2	グラウンド	月	日	時から	時まで	時間	
4	備品の利用	有・無		有のみ記入								
5	許可条件	1 古河市都市公園条例及び規則を遵守すること。 2 係員の指示に従い利用すること。										
6	利用料金	施設利用料金 円× 面× 日＝ 円 円× 面× 日＝ 円										日付領収印欄
		合 計 円										
		減免・免除により 円										
		消費税 %対象 円 内税 円										

[様式第25号\(第18条関係\)](#)

様式第 2 5 号（第18条関係）

利用料金減免申請書

年 月 日

指定管理者 宛て

申請者住所氏名電話
〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕

有料公園施設名	
許可を受けようとする施設若しくは物件の種類又は名称	
利用料金の額	円
減免申請の額	円
申請の理由	
減免の対象となる人員	人

[様式第26号\(第20条関係\)](#)

様式第27号(第21条関係)

様式第27号(第21条関係)

(注) 許可書を添付すること。

(注) 許可書を添付すること。